

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月28日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第4号

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4課」を「5課」に、「生活環境課」を「生活環境課
サイバー犯罪対策課」に改める。

第4条中「5課」を「4課」に、「運転免許課
運転教育課
交通機動隊」を「運転免許課
交通機動隊」に改める。

第9条の2中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第13条の3第6号から第8号までを削り、同条第9号中「こと」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条第10号中「こと」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第11号中「こと」の次に「(生活環境課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第12号を同条第14号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第8号の次に次の5号を加える。

- (9) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 狩猟関係事犯の取締りに関すること。
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 風俗営業の処分等に関すること。

第14条第6号及び第7号を削り、同条第8号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る法令違反の取締りに関すること。

第14条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号中「」に」の次に「規定する犯罪の取締りに」を加え、同号を同条第13号とし、同条第16号中「」に」の次に「規定する犯罪の取締りに」を加え、同号を同条第14号とし、同条第17号を削り、同条第18号を同条第

15号とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(サイバー犯罪対策課の分掌事務)

第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪の予防及び取締りに関すること。
- (2) 電磁的記録の解析その他犯罪の取締りのための情報通信の技術に関すること。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること。

第20条の2第4号中「(再試験の実施に限る。)」を削り、同号を同条第7号とし、同条第3号中「(講習に関するものを除く。)」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 自動車教習所に関すること。

第20条の2第6号を次のように改める。

- (6) 運転免許に係る講習に関すること。

第20条の2に次の2号を加える。

- (8) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運転者の改善対策に関すること。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条の2第1号中「一般国道2号尾道・福山自動車道」を「一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）」に改め、「一般国道375号東広島・呉自動車道」の次に「(黒瀬インターチェンジから阿賀インターチェンジまでを除く。)」を加える。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項後段を削る。

第17条中「交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）」を「運転免許課長」に改める。

第19条の3第1項、第19条の4第1項、第19条の5第1項、第21条の2第2項、第21条の3第2項、第21条の4、第21条の5、第21条の8、第21条の11第1項、第21条の14、第21条の15、第21条の16第1項、第21条の17第1項及び第21条の18第1項中「運転教育課長」を「運転免許課長」に改める。

第22条中「一般国道2号尾道・福山自動車道」を「一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）」に改め、「一般国道375号東広島・呉自動車道」の次に「(黒瀬インターチェンジから阿賀インターチェンジまでを除く。)」を加える。

別記様式第19号の2（裏）中「違反した場合は処罰されることも分かりました。」を削る。

附 則

この公安委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。